01 特集 民法改正等に伴う有料老人ホーム標準入居契約書の改訂
05 喜怒努愛楽 ご入居者から楽しいお便りが届いています。
07 日日是全力 職員の皆さまからのメッセージをご紹介します。
08 協会インフォメーション

122号 有料老人ホーム グランドホームの情報誌 2020

輝 かがやきニュース NEWS

特集

民法改正等に伴う有料老人ホーム標準入居契約書の改訂

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されます。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」などと呼ばれています。この債権法は明治29年に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。今回の民法改正等により、有料老人ホームにおける契約に影響がある内容について、協会が発行しました「有料老人ホーム標準入居契約書（以下「標準入居契約書」）」の改訂内容と併せてご紹介します。

I 保証人の保護に関する改正（民法第446条～第465条の2）

これまで個人による金銭保証については、債務者が破産した場合などで、保証人が際限なく保証させられるなどの問題が数多くありました。改正法では、保証契約[※1]に関するルールについて、個人（会社などの法人は含まれません）がなる保証人を保護するため、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額の定めのない根保証[※2]契約は無効となります。この極度額は、書面等により当事者間での合意で定める必要があり、極度額は「○○円」などと明瞭に定めなければなりません。個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者（入居者）または保証人が亡くなったときなどは、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。また、極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払いを求めることができないことになるので、債権者（事業者）にとっても注意が必要です。

標準入居契約書では

金銭債務保証を規定した連帯保証人の条項として、連帯保証人の署名や押印欄の設置、債務履行状況の設置者からの報告義務、連帯保証人保護の観点での極度額の明示等の規定が必要となります。なお、家賃債務保証会社等の法人が連帯保証を行う場合は、極度額の設定は不要です。

また令和2年4月1日より前に個人が連帯保証人となり終身での利用権方式による入居契約を締結した場合は、極度額を設定する必要はありませんが、令和2年4月1日より前に期間を定めた（年契約等）入居契約を締結し、令和2年4月1日以降に入居契約を更新する場合には、その更新時に極度額を設定する必要があります。保証をする際は、極度額に注意をする必要があります。

※1 保証契約
借金の返済や代金の支払いなどの債務を負う「主債務者」がその債務の支払いをしない場合に、主債務者に代わって支払いをする義務を負うことを約束する契約をいいます。

※2 根保証契約
一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約を「根保証契約」といいます。

標準入居契約書規定

（連帯保証人）※一部抜粋

第33条　連帯保証人は、設置者との合意により入居者と連携して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

2　前項の連帯保証人の負担は、本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

Ⅱ 約款（定型約款）を用いた取引に関する改正（民法第548条の2～第548条の4）

例えば、バスや鉄道を利用する場合は定型的な取引であり、私たちは利用するたびに契約を交わしません。こうした契約を「定型約款」と言います。改正法では、こうした画一的な契約について、規定が置かれました。

定型約款を変更する場合についてもルールが設けられ、①変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、②変更が契約の目的に反せず、かつ変更に係る諸事情に照らして合理的な場合に限り、事業者は相手方の合意なく変更できることとされました。

標準入居契約書では

管理規程[※3]を定型約款として取り扱うために、入居契約に管理規程を組み入れることに合意する条文を追加しました。これにより、前記①、②の条件を満たしていれば、入居者の合意がなくても、管理規程の変更が可能となります。ただし、入居者保護の観点から、管理規程を変更する場合には、運営懇談会の意見を聴くことを条文に規定しました。

※3　管理規程
月額利用料（管理費や食費）等に基づき、ホームが提供するサービス内容と費用、利用方法などについて定められたもの。

標準入居契約書規定

（管理規程）※一部抜粋

第5条　設置者は、本契約内容を補完するために管理規程を作成し、入居者及び設置者はこれを契約内容とすることに合意します。

3　設置者は、以下のいずれかに該当する場合、管理規程の内容を変更することができます。この場合、設置者は、第7条に定める運営懇談会の意見を聴くこととします。

一　管理規程の変更が、入居者

介護付
有料老人ホーム
蓮田オークプラザ
駅前温泉館
介護館

天然温泉「琥珀の湯」隣は「病院」前が「駅」

駅前温泉館の露天風呂（源泉掛け流し、内湯：加温循環ろ過方式）

介護館

個別見学
体験入居
随時受付中！

春のセミナー&見学会
『老人ホームのお金と探し方』
日経BP社より出版
3月26日（木）29日（日）
講師：小嶋　勝利氏（著者）
参加費：無　料
※事前にご予約ください
予約応募者多数の場合、抽選となります
手遅れになる前に、知っておきたい
老人ホームの現実がわかります

家賃制でご利用下さい（入居一時金制も選択可能）／登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者
入居相談・体験入居　0120-077-165　受付 /9:00 ～17:00　FAX/048－765-0066
蓮田オークプラザ駅前温泉館　検索
ＪＲ宇都宮線「蓮田駅」西口より徒歩約２分（約120m）　事業主体：（株）ITC

【蓮田オークプラザ駅前温泉館概要】 ●所在地／埼玉県蓮田市本町3-5【埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項】●類型／介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）●居住の権利形態／利用権方式●利用料の支払い方式／月払い方式●入居時の要件／入居時自立、要支援、要介護（概ね要介護2位まで）●介護保険／埼玉県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）、埼玉県指定介護予防特定施設●居室区分／全室個室●一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制／2.5：1以上●その他／提携ホーム利用可（蓮田オークプラザ「介護館」）【蓮田オークプラザ「介護館」施設概要】●所在地／埼玉県蓮田市蓮田2-153●交通／JR宇都宮線「蓮田」駅東口より徒歩約15分（1,200m）●類型／介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）●居住の権利形態／利用権方式●利用料の支払い方式／月払い方式●入居時の要件／入居時自立、要支援、要介護●介護保険／埼玉県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）、埼玉県指定介護予防特定施設●居室区分／全室個室●一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制／2：1以上●その他／提携ホーム利用可（蓮田オークプラザ駅前温泉館）【住替え手続き】①事業者の指定する医師の意見及び担当者を含む住替え判定委員会の意見を聴く②緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける③変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う④入居者及び身元引受人の同意を得る

の一般の利益に適合するとき

二　管理規程の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性及び変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

Ⅲ 賃貸借契約のルールに関する改正

民法には賃貸借に関する敷金や原状回復についての基本的なルールを定める規定がなかったため、次のような確立したルールを条文に明記しています。

①敷金について（民法第622条の2）

敷金は「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」と定義されました。賃貸借終了時、貸主は賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還しなければなりません。

②原状回復義務について（民法第621条）

国土交通省の策定した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月）では「原状回復」を以下の通り定義しました。

1. 建物・設備等の自然的な変化・損耗等
2. 賃借人の通常の使用により生ずる損耗等
3. 賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等

右記3において、賃借人が対応することは当然ですが、改正法では右記1・2について、賃借人に責任を負わせないことを初めて明記しました。

標準入居契約書では

有料老人ホームにおいても改正法と同様の解釈としました。ただし、国土交通省の標準賃貸借契約書では、通常損耗等を除くことを一般原則としつつ、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」における右記1・2に基づいて「例外特約」を設置し、民法や消費者契約法に反しない内容に限り、賃借人に原状回復を求めることとしています。そのため、標準入居契約書でも「例外特約」を付して、一定範囲で原状回復を負わせる規定を設けました。

標準入居契約書規定

（明渡し時の原状回復）※一部抜粋

第28条

3　設置者、及び入居者又は身元引受人等は、居室の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第（○）の規定に基づき入居者が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

③賃借物の修繕に関する要件の見直しについて（民法第607条の2）

賃借物の修繕が必要な場合でも、賃借人が勝手に手を加えることはできません。しかし、賃借人が一切自分で修繕することができないとすると不便です。

『介護付きホーム』とは、特定施設入居者生活介護指定事業所の通称です。

みんなわかりやすい
通称を使っています。

特別養護老人ホーム＝特養
介護老人保健施設　＝老健
通所介護　＝デイサービス
短期入所生活介護　＝ショートステイ
認知症対応型共同生活介護＝グループホーム

高齢者向けの住まいで包括的な介護サービスを
提供できるのが、"介護付きホーム" の魅力です！

全国介護付きホーム協会は３つのビジョンを推進して参ります。

1. その方らしい暮らしの支援　2. 幅広い選択肢の提供　3. 終の棲家の実現

入会申込 お問合せ
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-6 クロスオフィス内幸町1006
TEL:03-6812-7110　FAX:03-6812-7115

そのため、①賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知したか、又は賃貸人がその旨を知ったのに、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、または②急迫の事情があるときには、賃借人が目的物を修繕することができるとされました。

標準入居契約書では

有料老人ホームの契約でも同様の規定を作成しました。前記①、②の場合、入居者は自ら修繕することができ、その修繕に要した費用は設置者に請求することができます。

標準入居契約書規定

（修繕・模様替え等）※一部抜粋

第20条　設置者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を自らの負担において行います。ただし、入居者の責めに帰す事由により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

3　入居者は、設置者の承諾を得ることなく、別表第（○）に掲げる修繕を自らの負担において行うものとします。

ホーム職員に対するハラスメントについて

厚生労働省は平成30年度の調査にて、介護現場における利用者や家族等からのハラスメント（認知症等の病気や障害のある方による行為も含む）の実態を調査し、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を作成しました。利用者本人から職員へのハラスメントについてみると、サービス種別（訪問・通所・入所系等）により異なるものの、〝これまでに〟ハラスメントを受けたことのある職員は4～7割という調査結果が出ています。

本マニュアルにおける介護現場におけるハラスメントの定義

1）身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：○コップをなげつける ○蹴られる ○手を払いのけられる	○たたかれる ○手をひっかく、つねる ○首を絞める	○唾を吐く ○服を引きちぎられる

2）精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○気に入っているホームヘルパー以外に批判的な言動をする ○威圧的な態度で文句を言い続ける ○刃物を胸元からちらつかせる ○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する ○利用者の夫が「自分の食事も一緒に作れ」と強要する	○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ○訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪して正座するよう強く求める ○「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う ○利用料金の支払を求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた。 ○利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する ○特定の訪問介護員にいやがらせをする

3）セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：○必要もなく手や腕をさわる ○抱きしめる ○女性のヌード写真を見せる ○入浴介助中、あからさまに性的な話をする	○卑猥な言動を繰り返す ○サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ○活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる

出所：「訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル（公益社団法人兵庫県看護協会、兵庫県）」をもとに三菱総合研究所が作成
注：「パワーハラスメント」は、一般的に職場の上司・部下、先輩・後輩などの職場内における立場の優位性の下での行為を表現する用語であるため、今回の実態調査や本マニュアルでは「パワーハラスメント」という用語は使っていません。

介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
（2019年3月（株）三菱総合研究所）

標準入居契約書では

標準入居契約書においても、調査結果の重要性に鑑み、入居者やその関係者等による職員への強いハラスメントが発生した際、入居者との信頼関係が著しく害される状況に至った場合に、ホームから契約解除できる規定を新しく設けました。

標準入居契約書規定

（設置者からの契約解除）※一部抜粋

第26条　設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。

2　設置者は、入居者又はその家族・連帯保証人・身元引受人・返還金受取人等による、設置者の役職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときに、本契約を解除することがあります。

まとめ

以上が民法改正等に伴う入居契約書の注意ポイントです。特に、連帯保証人における極度額の設定には注意が必要です。連帯保証人や身元引受人を引き受けていただく方には、それぞれの役割がどのようなものか、入居契約書の内容を事前に確認した上で、契約を締結する必要があります。

入居契約書はホームにおける居住やサービス提供を受ける上で、最も重要な書類です。契約を締結する際は、事前にホームの入居契約書を取り寄せ、その内容をしっかりと確認し、疑問点を解消した上で締結してください。

喜怒努愛楽

ご入居者やご家族よりお寄せいただいた有料老人ホームの日常生活の様子をお伝えいたします。

淡路島を訪ねてきました

昨年秋のハウス主催の旅行は、兵庫県明石市との間に架かる全長３９１Ｍの明石海峡大橋を渡って淡路島を観光してきました。ホテルでゆっくりと昼食をいただいた後、約三〇〇〇種の世界の珍しい植物を育成展示した奇蹟・・・の星の植物園を見学、細部にわたっての説明を聴き大変勉強になりました。ハウス職員の方々の事前の調査、案内パンフの作成等、万全の準備に加えて、参加者への介助など、十分配慮して下さったので楽しい一日を過すことができました。

ライフ＆シニアハウス緑橋
入居者　**倉澤 幸也**（96歳）

母の選択

母は間もなく１０４才になる。若い頃から達者で、「子供達の世話にはならない」が口癖だった。「俺の家に来ればいいじゃない」と言ったのですが、95才の時にパークヴィラ陽春館へ入居しました。ある時、陽春館の看護師長が「看護師は常に女優でなければならない」と呟いていました。どんなに苦しくて困難な時でも笑顔を忘れてはならない、デリカシーを持って入居者にあたりなさい、という事であろうか。母が陽春館を選択したのは正解であった。

パークヴィラ陽春館
家族　**秋山 繁**（70歳）

元気なうちに、元気だからこそ移り住む―。「老人ホーム」のイメージを一新する、都会型シニア向け住宅。

KURACI 溝の口

介護付有料老人ホーム
クラーチ溝の口

全246室の大型ホームならではの、懐の深いコミュニティ。充実した共用設備を活用した多彩な教室やサークル活動が活発な自由で明るい住まい。（一部の教室並びにサークルは、講師料と材料費が有料となります）

イベント（納涼祭）

バスツアー（ディズニー）

邦楽サークル

体操教室

■入居金　2,410万円～6,310万円
お二人目の追加入居金:300万円

資料請求・ご見学のお申し込み先
0120-439-510
または 044-829-3070
http://kurachi-mizonokuchi.com/
●事業主体:株式会社クラーチ ●事業母体:株式会社キャピタルメディカ

交通利便性に優れた立地

最寄りのJR南武線「津田山」駅で、隣駅の「溝の口」から東急田園都市線に乗り換えれば、渋谷まで僅か16分。ご自身が外出しやすいだけでなく、ご家族やご友人も気軽に立ち寄れる場所です。

ご見学は随時受付中
（事前ご予約制）

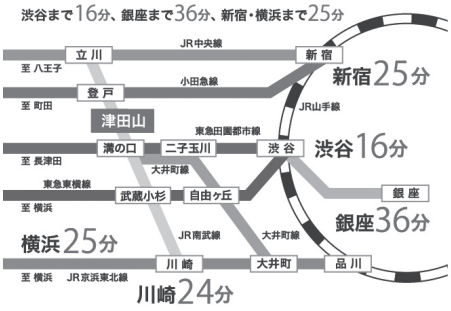

【川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項】●類型/介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）●権利形態/利用権方式●利用料の支払い方式/一時金方式●入居時の要件/（60歳以上）入居時自立・要支援・要介護●介護保険:川崎市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）（1475301477）・川崎市指定介護予防特定施設（1475301477）●居室区分/全室個室 ●介護に関わる職員体制:2.5:1以上●所在地/神奈川県川崎市高津区下作延5丁目29番1号

この生活、いいですねえ

健康を目指した水泳のプールで倒れ、生死をさまよい、生きています。一般生活はできない障害二級となり、介護付老人ホームにいます。種々の催事もあり佳き日々です。私の性格に合う。今日は演芸の「希望の会」でした。トランペット・三味線・歌と踊り。入居者は大喜びでした。フィナーレは、炭坑節の替歌で、輪になって歌い踊ります。スタッフの方が、こんな時はいつも車椅子を押して、輪に入って終えます。一員になった気分で参加でき、お礼申し上げます。入居を迷っていらっしゃる方、見学、体験をおすすめいたします。私は障害者も悪くないと、思って生きています。

ウエストライフ南片江
入居者　**小松 明代**（77歳）

喜び

今日も綺麗な空。そこを美しい雲が流れてゆく。カフェで美味しいコーヒーを飲みながら眺める大好きな景色です。ここに住み始めて約一年弱になるが、のんびり頭も体も休め、いい処、楽しい処、クラーチで出来た友達と毎日楽しく過ごしています。誰かが「今日は午後脳トレがあるわよ、行く?行くわよ。」の会話。90歳を大分前に通り過ぎた私が脳トレ?でも楽しいんです。クラーチにいると年を忘れます。永遠に生きましょう。楽しくね。

クラーチ・ファミリア小竹向原
入居者　**山梨 禮子**（92歳）

筋力強化の毎日！

昨年9月29日卒寿を迎えました。若い20歳台は陸上競技・体操、そして30歳台で野球と自分の持てる運動能力を、これらの競技に我を忘れて打ちこんできたものでした。しかし年を重ねるに従い両脚の筋肉の衰えがひどく、今では手押車に頼らなければ歩行が困難になってきております。残された僅かな人生を楽しく生きるためには、自由に歩ける体が絶対必要と考え、現在手押車を頼りに毎日ホームの周囲を3・4回歩き両脚筋力の強化に努めております。今年1年で必ず自由に動ける体を作り、残された人生を楽しく全うしたいと決意している今日此頃です。

大阪〈ゆうゆうの里〉
入居者　**井上 博司**（90歳）

全国7ケ所・2500人を超える
ご入居者が暮らす 高齢者コミュニティ
〈ゆうゆうの里〉
介護付有料老人ホーム
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会会員
一般財団法人 日本老人福祉財団 設置・運営
https://www.yuyunosato.or.jp/

元気なうちの入居をお考えの方はまずお気軽にご見学ください。

浜松

伊豆高原

神戸

湯河原

大阪

佐倉

京都

QRコードより〈ゆうゆうの里〉のホームページをご覧いただけます。

お問合せ
資料のご請求は
0120-70-1165
受付／9:00～18:00（土日祝日休み）
第三者評価受審施設
※受審結果はHPにてご覧いただけます。
ゆうゆうの里　検索

【各都道府県有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項】●施設類型：介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）　●居住の権利形態：利用権方式　●利用料の支払い方式：全額前払い方式　●入居時の要件：入居時自立（浜松・神戸・佐倉・京都は入居時自立・要支援・要介護）、入居時年齢65歳以上　●介護保険：浜松市・静岡県・神戸市・神奈川県・大阪府・千葉県・京都府指定介護保険特定施設（一般型特定施設）・介護予防特定施設　●居室区分：全室個室　●一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制：2：1以上

日日是全力

職員の皆さまよりいただいた、職務に取り組む際の心構えやこれまでの経験から得たもの、ホームのサービスを提供するうえでの思い等メッセージをご紹介します。

表示のご案内

Ⅰ ホーム住所
Ⅱ 問合せ電話番号
Ⅲ 類型及び表示事項
①類型／②居住の権利形態／③利用料の支払い方式
④入居時要件／⑤介護保険／⑥居室区分
⑦介護にかかわる職員体制（介護付のみ）
※表示方法は各都道府県で異なる

温かな私の楽しみ

私が陽春館に入社して、もうすぐ8カ月になります。初めて陽春館に来た時、「綺麗な所、本当にここは老人ホームなのかな？」と思いました。陽春館のご入居者様はとてもお元気で優しい方々ばかりです。外出時に「行ってらっしゃいませ」とご挨拶をすると「〇〇へ行って来ますね」と優しく返して下さり、帰られるとフロントで「こんなことがあったよ、こんな所へ行ったよ」と楽しそうにお話しして下さいます。それをお聞きするのが私の日々の楽しみになっています。

陽春館はご入居者様同士も仲が良く、いつも楽しそうにお話しされています。すれ違った時には積極的にご挨拶を交わされたり、皆様が挨拶を大切にされている温かい老人ホームです。その中で私は、ご入居者様からもっと頼っていただけ、「あの子と話すと元気になるな」と思っていただけるような職員になれるよう頑張ります。

パークヴィラ陽春館
フロント
吉越 枝捺

Ⅰ　千葉県松戸市金ヶ作115-1／Ⅱ　047-388-8211／Ⅲ　①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）／②利用権方式／③全額前払い方式／④入居時自立・要支援・要介護／⑤千葉県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）／⑥相部屋あり（1人部屋～4人部屋）／⑦2：1以上

ブログで繋がる入居者・家族の輪

自立期に入居していただく湯河原〈ゆうゆうの里〉は温泉とみかん畑に囲まれた温暖な気候の中にある「元気付き」の介護付有料老人ホームです。

私のいるコミュニティサービスでは入居者の暮らしぶりや湯河原の魅力をブログで発信しています。入居者はご自分のことが紹介されると、遠方の家族と繋がりをもてるだけでなく、友人の輪も広がるきっかけになると大変喜ばれています。

60代以上のスマホ普及率が6割を超えた昨今、Webを通じて情報発信することは人間関係を構築する上で重要な要素になると考えています。ブログを通じて人間関係が豊かになり、今まで以上に実り多い生活となるよう目指していきます。

湯河原〈ゆうゆうの里〉
コミュニティサービス担当
本橋 岳晴

Ⅰ　神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1855／Ⅱ　0120-022-465／Ⅲ　①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）／②利用権方式／③前払い方式／④入居時自立／⑤神奈川県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）／⑥全室個室／⑦2：1以上

ご入居者とともに果たす使命

私にはご入居者と約束した使命があります。

それは…「ソーラン節を踊ること」

ただ踊るのではなく、ご入居者と一緒に踊るのです。

開設11年を経過したライフハウス京都醒ヶ井に、2018年4月よりハウス長として着任した私に、最初に声をかけてくれたのは、ご入居者のKさん（80代女性）でした。「福島さん、一緒にソーラン節を踊りましょう」

毎年11月に行う「醒ヶ井文化祭」の目玉企画として、ソーラン節を披露しています。Kさん含むご入居者3名との合同練習には熱が入ります。

Kさん曰く、「あなたがいる間は、ずっと踊り続けるからね」

ご入居者から元気を頂きながら、使命を果たすために努力する毎日です。

ライフハウス京都醒ヶ井
ハウス長
福島 健吾（写真左側）

Ⅰ　京都府京都市下京区醒ヶ井通高辻下ル住吉町504番地／Ⅱ　0120-784-177／Ⅲ　①住宅型有料老人ホーム／②利用権方式／③選択方式（一部前払い・一部月払い方式、月払い方式）／④入居時自立・要支援／⑤在宅サービス利用可／⑥全室個室

第20回 シルバー川柳

募集中

主催：公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

応募規定

- 作品は自作未発表のものに限ります。
- 高齢社会、高齢者の日々の生活等をテーマとします。
- 応募者の年齢は問いません。
- 応募作品の著作権（著作権法第27条および28条の権利を含む）等、一切の権利は当協会に帰属するものとし、応募者は応募作品について著作者人格権を行使しないものとします。なお、書籍化の際に販促や広告宣伝等のために必要と判断する方法により利用されることがあります。

応募方法

- はがきに川柳と郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記の上、下記応募先へ応募してください。
- はがき1枚につき3作品までとします。
- 応募作品数に制限はありません。
- お預かりした個人情報に関しては、他目的に使わず、責任を持って管理いたしますが、入選者発表時に氏名、年齢、性別、住所（都道府県のみ）、職業を公表することをご承知おきください。

締切 2020年6月14日（日）必着

発表 2020年9月上旬頃、当協会ホームページで発表します。

賞金 入賞（20作品）賞金1万円と賞状

※お預かりした個人情報は、本シルバー川柳の運営に関すること以外の目的で使用いたしません。また、応募者のご了承をいただかない限り、第三者に開示することはありません。ただし、当協会が、事前に個人情報の適正な取扱いに関する協定を締結した第三者に対し、応募作品から入選作品を選出するために、必要な個人情報を開示させていただくことがございます。

ご応募・お問い合わせ先

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 シルバー川柳 係
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL：03-3548-1077 FAX：03-3548-1078

入居をお考えの方、そのご家族等のご相談を承ります！

協会では、有料老人ホーム等への入居や、高齢期の住み替え等に関するご相談を面談、電話、手紙でお受けしています。また、より良いホーム選択にお役立ていただくための情報を継続的にお知らせする輝・友の会会員を募集しています（入会無料）。入会ご希望の方は、ホームページから申込みいただくか、協会までお問い合わせください。

面談をご希望の場合は、事前にご予約ください。

電話・面談によるご相談受付
月・水・金曜日 10時～17時
祝日、年末年始はお休み

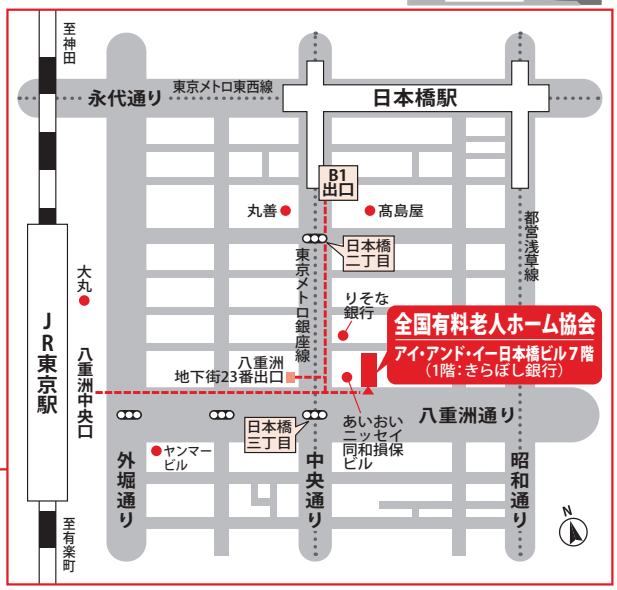

アクセス

- JR「東京」駅 八重洲中央口から 約420m
- 東京メトロ 銀座線・東西線「日本橋」駅 B1出口から 約270m
- 都営地下鉄 浅草線「日本橋」駅 B1出口から 約270m

ご相談、輝・友の会等お問い合わせ先

グランドホーム

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 https://user.yurokyo.org
住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL：03-3548-1077（ご相談・お問い合わせ） FAX：03-3548-1078

編集後記

今回の特集でご紹介した「標準入居契約書」の全文（解説含む）は、CD-ROMにて販売しております。ご購入方法等は、当協会ホームページよりご確認ください。また今年度も第20回シルバー川柳の募集が始まりました。多くの方からのご応募お待ちしております。

発行日	令和２年３月１日	発　行	公益社団法人全国有料老人ホーム協会	発行者	中澤 俊勝